

親族関係の分析にみる訃聞の資料的価値

—戦後台湾の訃聞を中心に—

上水流 久彦

1. はじめに

本稿では漢人社会の「訃聞 (fu-wen) ¹⁾」を取り上げる。訃聞とは葬儀・告別式の案内通知である。台湾では本来、訃聞は故人の近親者の手で親族や親友らに届けられていたが(鈴木 1995[1934]:218)、現在では一般的に郵送され、新聞に掲載されることもある。訃聞には故人の氏名や葬儀・告別式の日時、場所に加えて故人と親族関係にある人物名が記されている。

ただし、そこに親族関係にある人物の全てが記載されるわけではない。中国本土で 19 世紀末に調査したデ・ホロートは、訃聞に記載される親族について、「中国ではたくさんの男性子孫を持つことは尊ばれるので、訃聞に多くの名前が記されることは死者に榮譽を与える」ものであり、「女性の名は訃聞には決して掲載されない。なぜなら女性の仕事はすべて内のことであり、外の世界と一緒にしてしまうことは道徳的に禁じられるからである (De Groot 1989: 112)」と記している²⁾。すなわち、訃聞には男性子孫重視と女性排除の思考が存在することを指摘した。実際に彼が示している訃聞には女性の名前は無い。故人の実弟、息子、孫、オイが一名ずつである (De Groot 1989 PL IV)。

だが、現在の訃聞において常に女性が排除されるわけではない。例えば、筆者の知人は、祖母と父の訃聞では掲載される親族が異なっていたことを記憶している。父が亡くなったときに息子(知人本人とその兄弟)は載せたが、娘(知人の姉妹)は載せなかったという。だが、祖母の時には、知人本人とその兄弟に加えて、父の時には掲載されなかった知人の姉妹も掲載されたという。さらに故人の兄弟やその子どもも掲載したという。

知人によれば、誰を掲載するかでは、以下の点が考慮されるという。まず、故人の没年である。親しい者を亡くすことは不幸な出来事であり、訃聞は決して賑々しく作られるものではない。夭折であれば尚更のことである。した

がって、掲載される親族は少なめにとどめられる。ただし、死者の没年が 80 歳を越えていれば、それ自体は不幸な出来事でも憤むべきことではなく、多くの子孫を掲載されることが望まれるという。次に故人の地位である。社会的地位がある者であれば、訃聞に掲載される人名数が少ないことはその地位に相応しくないと考えられるという。最後に故人との実際の関係である。故人の配偶者や子は別にして、故人と親しい者であればその掲載を望む場合があるという。例えば、生前故人と親しくしていた義兄弟の子や義理の親子関係を結んだ者が掲載されることがその典型である。

このように訃聞を作る「喪家（葬式を取り仕切る家）」は、故人の地位や故人との感情的親しさ、男性中心の理念などを考慮して親族名の掲載範囲を決める。それ故に訃聞は親族に関わる伝統的観念を踏まえた漢人における葬儀のあるべき姿と実際の付き合いとの折り合いによる産物と言えよう。したがって訃聞は漢人の親族関係に関わる理念とその実践とを把握することのできる資料と位置付けられる。だが、これまでのところ族譜等の文字資料に比べて十分に研究されていないのが現状である。ここでは筆者が入手した新聞に掲載された台湾の訃聞を資料としながら³⁾、訃聞研究の可能性を検討したい。

以下では、まず訃聞の内容について述べる。次に 1951 年から 1980 年までの台湾の訃聞から看取できる特徴について述べる。さらに日本の植民地時代の新聞に掲載された訃聞を取り上げ、それとの比較を通じて戦後の訃聞の特徴を明示する。最後に訃聞の分析が漢人を対象とした人類学的親族研究に寄与できる点について述べる。筆者がここで扱う光復（日本が植民地支配を終了し、当時の中国政府のもとに台湾が返還されたこと）以後の台湾の訃聞は、台湾の全国紙である『聯合報』の各年の 2 月に掲載された 321 件である⁴⁾。植民地時代の訃聞は、1945 年の一月と九月の『台湾日々新報』に掲載された 9 件である。

2. 訃聞の内容

図 1 は新聞に掲載された近年の訃聞の一例である。訃聞からは主に以下の情報を得ることができる。まず、①故人と訃聞を出した者の関係である。次に②故人名が記される。名前に加えて諱や字、号が記される場合もある。そ

して、③死亡日時である。これは中華民国の国暦⁵⁾で記される場合と農曆が併記される場合とがある。④点目は故人の生年月日である。⑤点目は没年である。以上が、故人に関する情報である。その次に⑥葬儀及び告別式の日時と場所が述べられる。この日時は多くの場合国暦と農曆が併記される。図1には見あたらないが、次に⑦訃聞広告を出した者の住所が記される。これらの内容は訃聞の冒頭に記される。

冒頭文の後、訃聞の右上方(「哀此訃(悲しんでここにお伝えします)」の言葉の上)にこの訃報を誰に知らせるか、⑧告知先が記される。図1では、「友」、「学」、「世」、「戚」、「寅」、「郷」の6つが記されているが、この他に「姻」と「親」の2つがあり、合計8つの範疇が存在する。これらの文字はその下にある「誼」と組み合わせる。「友」であれば「友誼」と読む。ちなみに「姻」とは故人とその母や妻、娘を媒介としてつながる人々である。「親」は親、兄弟、同宗(同一の父系出自集団内)のイトコである。「戚」は「親」に含まれない同宗で、関係が「遠い」とされる者である。「学」は学校での友人・知人であり、同級生などがこれに当てはまる。「郷」は同郷の友人である。「寅」は同年代の友人を示す。「世」は一般的な知り合いである。例えば、仕事上知り合った人などがこの範疇の典型である。「友」は友人である。

冒頭文の左横には、⑨故人と親しい遺族の名前が記される。服喪する必要がないとされる故人の曾孫も記されることがあるため、単に喪に服すべき者が記されるわけではない。「杖期夫」や「未亡人」、「哀子」、「哀娘」等の死者との関係が記された下に氏名が記される。そして、多くの場合名前下に「泣血稽首」や「泣涙稽首」、「掩泣」等の⑩悲しみの度合いを示す言葉が添えられる。「泣血稽首」とは「血を流して頭を地につける」という意味で頓首と並んで最も重い礼とされる。「泣涙稽首」は管見する限り、「泣涙稽首」が記される者よりも系譜上故人に近い者に当てられる。例えば、故人の息子や妻である。「泣涙稽首」には娘の夫などがあたる。時に図1のように全ての者が一律「泣啓(泣いて告げる)」とされることもある。

後述するように⑨の部分で取り上げられる親族は一定ではない。それに加えて個々の親族範疇が記される順番も決まったものではない。例えば、故人の妻が最初に記されることもあれば、最後に記されることもある。またすで

友學世戚寅鄉

聞

誼哀此訃

先宜陳淑珍女士，備於民國八十四年二月十三日（農曆一月十四日）下午四時五十分，壽終於土城廣新莊，生於民國十六年十月十一日（農曆九月十六日），享壽六十九歲。阿海車親視，余拾學儀狀，依停柩在宜，謹擇於民國八十四年三月六日（農曆二月六日，星期一）上午十時在吳宅結窆。家祭十二時公祭，十三時三十分發引，火葬另擇吉日。安奠於土城大安堂。陳氏墓園 勿在。

泣

啓

林 明	吳 榮	吳 華	吳 謙	吳 安	吳 浩	吳 輝	吳 耀	吳 榮	吳 謙	吳 安	吳 浩	吳 輝	吳 耀	吳 榮	吳 謙	吳 安	吳 浩	吳 輝	吳 耀	吳 榮	吳 謙	吳 安	吳 浩	吳 輝	吳 耀	吳 榮	吳 謙	吳 安	吳 浩	吳 輝	吳 耀	吳 榮	吳 謙	吳 安	吳 浩	吳 輝	吳 耀	吳 榮	吳 謙	吳 安	吳 浩	吳 輝	吳 耀	吳 榮	吳 謙	吳 安	吳 浩	吳 輝	吳 耀	吳 榮	吳 謙	吳 安	吳 浩	吳 輝	吳 耀
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(族繁不及備載)

吳 祥、花東、花蘭、陳顯等，並特將影響費用捐贈慈善會單位。

に死んでいる者の名前が野線で囲まれて記される場合もある。図1では、「夫胞兄（夫の実の兄）」の欄などに見られる。

①とは別に②関係者が「親族代表（また一同）」や「親戚代表（一同）」、「親友代表（一同）」と記されることも多い（図1にはない）。訃聞によっては、これらの下に③悲しみの度合いを示す言葉が記されることもある。

最後に④献花等の気遣いを遠慮する旨が記される。図1では最後の一文で

ある。この他、著名人の場合には友人らによる葬儀委員会が設けられることがあり、その委員の名前と連絡先が記されることもある。

訃聞の形式に関しては、以下の二つの規則がある。ひとつは、訃聞の文字数に関するものである。五字一組で、最初の文字は「生」を、二文字目は「老」、三文字目は「病」、四文字目は「死」を、五文字目は「孝」を意味するとされ、縁起の良い字数で訃聞の案内を作成する必要があるという。したがって、五の倍数か、その倍数に一を加算したもの、つまり「孝」か「生」かで終わるようにすることが望ましい。

一般的に訃聞は「聞」の文字を除いて白の下地に黒の文字で書かれるが、故人が 80 歳以上の場合には紅色（実際にはピンク色）を下地にした訃聞を用いてもよい。新聞に掲載される場合でも 1990 年代半ばには、カラー印刷で下地が紅色の訃聞もあった。

3. 台湾光復以後の訃聞の分析

本節では 1951 年から 1980 年までの 2 月に掲載された訃聞に基づいて、故人とどのような関係の者が掲載されているか、その親族名と頻度について述べる。ただし、この観点から訃聞を利用する場合、以下の 2 点が資料の性格上限界として存在する。

ひとつは新聞に掲載された訃聞を資料として取り上げる限界である。分析する訃聞は全国紙に掲載されたものであり、全国紙に訃聞掲載を行える程度に経済的に裕福な人々、少なくともミドルクラス以上の人々のものであると推測される。台湾の社会全体を考えるものとしては十分ではない。

もうひとつの限界は、親族範囲に関わる問題である。それは、訃聞に掲載されていない人物が実際にいないのか、何らかの理由で省かれたのかが不明な点である。新聞の訃聞は、大半の場合筆者が知らない人物のものであり、その人物の親族関係を確認するすべを持っていない。このため、訃聞に「掲載されていない」ことに関する分析は、さらに詳細な検討を必要とする。

では、今回の訃聞で確認できた全親族名を示す。故人との関係名称の後の（ ）内に親族関係を略号で表し、必要に応じて説明を加えた。

故人より上の世代は父 (F)、母 (M)、翁 (HF)、姑 (HM)、叔父 (FB)、

夫叔父 (HFB) である。故人の同世代では夫 (H)、妻 (W)、胞兄 (B、「胞」とは「実の」の意)、胞兄嫂 (BW)、胞弟 (B)、胞弟婦 (BW)、胞姉 (Z)、胞姉夫 (ZH)、胞妹 (Z)、胞妹夫 (ZH)、夫胞兄 (HB)、夫胞兄嫂 (HBW)、夫胞弟 (HB)、夫胞弟婦 (HBW)、夫胞姉 (HZ)、夫胞姉夫 (HZH)、夫胞妹 (HZ)、堂兄弟 (FBS)、表兄弟 (MB/ZS or FZS) である。

故人と直系及びその配偶者は、孝男 (S)、孝媳 (SW)、孝女 (D)、孝婿 (DH)、孝孫 (SS)、孝孫媳 (SSW)、孝孫女 (SD)、孝孫女婿 (SDH)、曾孫 (SSS)、曾孫媳 (SSSW)、曾孫女 (SSD)、曾孫女婿 (SSDH)、玄孫 (SSSS)、玄孫女 (SSSD) である。娘の子供からつながる者は、外孫 (DS)、外孫媳 (DSW)、外孫女 (DD)、外孫女婿 (DDH)、外曾孫 (DSS or DDS or SDS)、外曾孫媳 (DSSW or DDSW or SDSW)、外曾孫女 (DSD or DDD or SDD)、外曾孫女婿 (DSDH or DDDH or SDDH)、外玄孫 (DSSS)、外玄孫女 (DSSD) である。

故人、もしくは故人の配偶者の兄弟姉妹からつながる親族関係は、姪 (BS 中国語では兄弟の息子を姪と表記する)、姪媳 (BSW)、姪女 (BD)、姪女婿 (BDH)、姪孫 (BSS)、姪孫媳 (BSSW)、姪孫女 (BSD)、姪孫女婿 (BSDH)、姪曾孫 (BSSS)、姪曾孫媳 (BSSSW)、姪曾孫女 (BSSD)、外姪孫 (BDS)、外姪孫女 (BDD) さらに甥 (ZS)、甥妻 (ZSW)、甥女 (ZD)、甥孫 (ZSS)、内姪 (BS/WBS 故人女性/故人男性)、内姪媳 (WBSW)、内姪女 (BD)、内甥 (ZS)、内甥媳 (ZSW)、内孫女、内姪孫 (WBSS)、表姪 (MB/ZSS or FZSS)、表姪媳 (MB/ZSSW or FZSSW)、堂姪 (FBSS) である。ただし、故人が女性の場合、「姪」および「姪女」とは夫の「姪」及び「姪女」である。

この他、義子 (誼子とも、「結拜[義理の兄弟姉妹関係を結ぶこと]」をした相手の息子、及び故人と義理の親子関係を結んだ男性)、義子媳 (義子の妻)、義女 (誼女とも、結拜をした相手の娘、及び故人と義理の親子関係を結んだ女性)、義女婿、義孫 (義子の子)、義孫女 (義子の娘)、義孫女婿 (義子の娘の夫)、義外孫女 (義女の娘)、義外曾孫 (義女の息子の娘)、養女 (育女とも、引き取って育てた子)、養女婿 (養女の夫)、養女孫女 (養女の娘)、親族代表・一同、宗親代表・一同、親戚代表・一同、宗親代表・一同、族人 (同宗の一族)、姻親戚友 (親族、姻戚、友人)、原配 (最初の婦人)、孀媳 (息子

の妻、ただし息子は故人)⁶⁾、外遺族(姻戚者)、奉祖慈命降服男(不明)⁷⁾である。

以上のことからわかるように訃聞には、孝男や孝孫ら故人の直系の男性子孫及びその配偶者に加えて、婚出する娘を媒介として故人につながる者が掲載されることがある。さらには故人の兄弟姉妹、配偶者の兄弟姉妹及びその子孫、「堂兄弟(同宗のイトコ)」など故人の父母を介してつながる者も訃聞に見ることができる。したがって、男性子孫のみを掲載するというデ・ホロートの指摘は台湾の多くの訃聞には該当しない。女性を通じて故人と関係を持つ者も多く掲載される。さらに擬制的血縁関係と見なすこともできる義子や義女らも訃聞に掲載される。後述するように比率的には故人の直系の子孫が多いものの、掲載されている親族関係の範囲はそれだけには決して限定されていない。

次に掲載される件数について見てみよう。表1は訃聞の全データである。表1から全体的な傾向として読みとれることは、配偶者、故人の息子、その妻、娘、その夫、孫、孫娘、外孫、外孫娘の掲載される割合が突出して高いことである(以下ではこれらの範疇を基本範疇とする)。

なかでも息子が掲載される確立は非常に高い。息子が掲載されない訃聞には、故人が夭折したものが数事例あり、このことを踏まえればほとんどの訃聞で息子が掲載されていると考えてよい⁸⁾。九割以上の確立で故人に息子がいることは、義子等の制度によって父系イデオロギーに基づく男性子孫重視の思考が広く台湾漢人社会で受け入れられていることを示していよう。

この他、基礎範疇に関して通時的に以下の三つの特徴を読みとることができる。①男性が女性よりも掲載される割合が高いこと、②娘よりも息子を媒介としてつながる者の比率が高いこと、③婚姻を媒介すればするほど掲載される率が低くなること、の三点である。

時間的な推移からは次のことが言える。1951年から30年分を5年ごとに集計してみると⁹⁾、まず全体として掲載される親族数が増えていることがある。特に掲載される親族数が第4期を境に60前後になっている(表2)。例えば、第1期では少ないものの、第2期以降掲載される割合が一定程度あるものに、故人の実の兄弟姉妹がある(表3)。時間的な変化で最も注目すべき

表1 全計問にみる親族名と頻度（全件数321）

順	親族名	件数	%	順位	親族名	件数	%
1	息子	309	96.3	45	義子の妻	4	1.2
2	娘	245	76.3	45	義孫女	4	1.2
3	息子の妻	223	69.5	45	養女	4	1.2
4	孫	209	65.1	51	叔父	3	0.9
5	配偶者	190	59.2	51	曾孫女の夫	3	0.9
6	孫女	181	56.4	51	姪孫の妻	3	0.9
7	娘の夫	150	46.7	51	甥女	3	0.9
8	外孫	80	24.9	51	養女の夫	3	0.9
9	孫の妻	67	20.9	51	夫弟の妻	3	0.9
10	外孫女	65	20.2	51	夫兄	3	0.9
11	曾孫	59	18.4	58	玄孫女	2	0.6
12	胞弟	58	18.1	58	宗親	2	0.6
13	姪	54	16.8	58	内姪(妻)	2	0.6
14	孫女の夫	53	16.5	58	内姪孫	2	0.6
15	曾孫娘	46	14.3	58	父兄の妻	2	0.6
16	胞妹	33	10.3	63	曾孫の妻	1	0.3
17	姪娘	32	10.0	63	曾孫外の妻	1	0.3
18	胞兄	27	8.4	63	曾孫外女夫	1	0.3
19	外曾孫	19	5.9	63	外玄孫女	1	0.3
19	外曾孫娘	19	5.9	63	姪孫女の夫	1	0.3
21	親戚	18	5.6	63	義孫女の夫	1	0.3
22	胞姉	16	5.0	63	義外孫女	1	0.3
22	姪の妻	16	5.0	63	義外曾孫	1	0.3
24	姪孫	15	4.7	63	内姪の妻	1	0.3
24	親族	15	4.7	63	外姪孫	1	0.3
26	胞弟の妻	14	4.4	63	外姪孫女	1	0.3
26	親友	14	4.4	63	族人	1	0.3

28	義女	13	4.0	63	原配	1	0.3
29	姪孫女	12	3.7	63	表姪	1	0.3
30	胞妹の夫	9	2.8	63	表姪妻	1	0.3
30	義子	9	2.8	63	表兄弟	1	0.3
32	外孫の妻	8	2.5	63	姻親戚友	1	0.3
32	外孫女の夫	8	2.5	63	外甥孫	1	0.3
32	姪女の夫	8	2.5	63	養子孫女	1	0.3
32	夫胞弟	8	2.5	63	外遺族	1	0.3
36	母	6	1.9	63	堂姪	1	0.3
36	胞兄の妻	6	1.9	63	翁	1	0.3
36	姪曾孫	6	1.9	63	姑	1	0.3
36	義女の夫	6	1.9	63	夫姉	1	0.3
36	甥	6	1.9	63	夫妹の夫	1	0.3
41	父	5	1.6	63	夫妹	1	0.3
41	外玄孫	5	1.6	63	内姪女	1	0.3
41	姪曾孫女	5	1.6	63	内甥	1	0.3
41	義孫	5	1.6	63	内甥妻	1	0.3
45	堂兄弟	4	1.2	63	内孫女	1	0.3
45	胞姉の夫	4	1.2	63	甥妻	1	0.3
45	玄孫	4	1.2	63	奉祖降服男	1	0.3
				63	夫叔父	1	0.3

ことは、娘の夫が掲載される割合が確実に高くなっていることである。1950年代前半では30%半ばであったものが、70年代後半では50%半ばまで上昇し、約20%増加する。

次に故人の性別が違う場合の異同について見てみよう。表4は故人が男性の場合で、表5は故人が女性の場合である。共通点は基本範疇の割合がいずれも高いことである。ただ、故人が男性の場合、実の兄(13位)、弟(8位)、妹(12位)の割合が10%を越えて上位にランクづけられるの対して、女性

の場合は最も多いものでも実の弟の17位で比率は10%にも達していない。

表2

時期	第1期 1951 -1955	第2期 1956 -1960	第3期 1961 -1965	第4期 1966 -1970	第5期 1971 -1975	第6期 1976 -1980
親族数	37	41	45	65	55	57
件数	41	48	58	67	53	54

表3

時期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
兄	0 0%	4 8.3%	4 6.9%	7 10.4%	7 13.2%	5 9.3%
弟	1 2.4%	9 18.8%	8 13.8%	14 20.9%	10 18.9%	11 20.4%
姉	0 0%	1 2.1%	1 1.7%	3 4.5%	8 15.1%	3 5.6%
妹	0 0%	5 10.4%	3 5.2%	9 13.4%	11 20.8%	5 9.3%
娘の夫	15 36.6%	16 33.3%	27 46.6%	35 52.2%	27 50.9%	30 55.6%

*百分率は、その時期の件数から該当する件数の割合である。

さらに女性の場合には、数例ではあるが、夫側の兄弟姉妹とその配偶者が掲載されることがある。

故人より下世代について述べれば、男性の場合には「姪(10位・19.4%)」や「姪女(15位・13.3%)」が多く、「姪」は基本範疇のものよりも上位を占める場合があるのに対して、女性の場合、「姪」は14位の13.5%、「姪女」は19位で5.7%を占めるに過ぎない¹⁰⁾。さらに、故人が女性の場合、娘や

表4 故人男性の訃聞にみる親族名と頻度(件数 180)

順	親族名	件数	%	順	親族名	件数	%
1	息子	173	96.1	35	養女の夫	4	2.2
2	娘	138	76.7	35	甥	4	2.2
3	配偶者	135	75.0	39	堂兄弟	3	1.7
4	息子の妻	115	63.9	39	外曾孫女	3	1.7
5	孫	101	56.1	39	姪女の夫	3	1.7
6	孫娘	82	45.6	39	姪孫の妻	3	1.7
7	娘の夫	79	43.9	39	甥娘	3	1.7
8	胞弟	45	25.0	44	叔父	2	1.1
9	外孫	36	20.0	44	外孫の妻	2	1.1
10	姪	35	19.4	44	外孫娘の夫	2	1.1
11	外孫娘	30	16.7	44	義子の妻	2	1.1
12	胞妹	29	16.1	44	義孫女	2	1.1
13	胞兄	26	14.4	44	宗親	2	1.1
14	孫の妻	26	14.4	44	養女	2	1.1
15	姪女	24	13.3	44	養女夫	2	1.1
16	曾孫	20	11.1	52	曾孫外の妻	1	0.6
17	孫娘の夫	18	10.0	52	曾孫外娘夫	1	0.6
18	胞姉	15	8.3	52	玄孫	1	0.6
18	義女	15	8.3	52	姪孫女の夫	1	0.6
20	曾孫娘	14	7.8	52	義孫	1	0.6
21	胞弟の妻	13	7.2	52	義孫女の夫	1	0.6
22	親戚	11	6.1	52	義外孫女	1	0.6
23	姪孫	10	5.6	52	義外曾孫	1	0.6
23	親族	10	5.6	52	内姪(妻)	1	0.6
25	胞妹の夫	8	4.4	52	内姪の妻	1	0.6
25	姪孫女	8	4.4	52	内姪孫	1	0.6
25	義子	8	4.4	52	外姪孫	1	0.6

25	親友	8	4.4	52	外姪孫女	1	0.6
29	姪の妻	7	3.9	52	族人	1	0.6
30	母	6	3.3	52	原配	1	0.6
30	胞兄の妻	6	3.3	52	表姪	1	0.6
30	姪曾孫	6	3.3	52	表姪妻	1	0.6
33	父	5	2.8	52	表兄弟	1	0.6
33	姪曾孫女	5	2.8	52	姻親戚友	1	0.6
35	胞姉の夫	4	2.2	52	外甥孫	1	0.6
35	外曾孫	4	2.2	52	養子孫女	1	0.6

表5 故人女性の計問にみる親族名と本土 (件数 141)

順	親族名	件数	%	順	親族名	件数	%
1	息子	136	96.5	34	玄孫	3	2.1
2	息子の妻	108	76.6	34	義子の妻	3	2.1
3	孫	108	76.6	34	夫弟の妻	3	2.1
4	娘	107	75.9	34	父兄	3	2.1
5	孫娘	99	70.2	39	胞姉	2	1.4
6	娘の夫	71	50.4	39	胞妹の夫	2	1.4
7	配偶者	55	39.0	39	玄孫娘	2	1.4
8	外孫	43	30.5	39	義女の夫	2	1.4
9	孫の妻	41	29.1	39	義孫女	2	1.4
10	曾孫	40	28.4	39	甥	2	1.4
11	孫娘の夫	35	24.8	39	養女	2	1.4
12	外孫娘	35	24.8	39	夫兄の妻	2	1.4
13	曾孫娘	32	22.7	47	叔父	1	0.7
14	姪	19	13.5	47	堂兄弟	1	0.7
15	外曾孫娘	16	11.3	47	胞兄	1	0.7
16	外曾孫	15	10.6	47	胞弟の妻	1	0.7

17	胞弟	13	9.2	47	曾孫の妻	1	0.7
18	姪の妻	9	6.4	47	外玄孫娘	1	0.7
19	姪女	8	5.07	47	内姪(妻)	1	0.7
19	親戚	8	5.7	47	内姪孫	1	0.7
19	夫胞弟	8	5.7	47	養女夫	1	0.7
22	親友	7	5.0	47	外遺族	1	0.7
23	胞妹	6	4.3	47	堂姪	1	0.7
23	外孫娘の妻	6	4.3	47	翁	1	0.7
23	外孫娘の夫	6	4.3	47	姑	1	0.7
26	外玄孫	5	3.5	47	夫姉	1	0.7
26	姪女の夫	5	3.5	47	夫姉の夫	1	0.7
26	姪孫	5	3.5	47	夫妹	1	0.7
26	義女	5	3.5	47	内姪女	1	0.7
26	親族	5	3.5	47	内甥	1	0.7
31	姪孫女	4	2.8	47	内甥の妻	1	0.7
31	義子	4	2.8	47	内孫女	1	0.7
31	義孫	4	2.8	47	甥の妻	1	0.7
34	曾孫女の夫	3	2.1	47	奉祖降服男	1	0.7
				47	夫叔父	1	0.7

姉妹など女性を媒介につながる親族関係を示す「外」のつく親族関係のものが男性のそれと比較すると上位を占めている。また、娘の夫の比率が高いことも明らかである。男性のそれが50%以下であるのに対して、女性の場合、1951年から1955年まではかなり低いが、1961年以降は50%以上を確保し、1976年から1980年では70%弱までになる。このようなことから、故人が女性の場合、娘を媒介としてつながる者が訃聞に多く掲載される傾向にあると言える。

4. 日本植民地時代資料との比較

まず訃聞の形式と掲載内容から検討を加えてみよう。次項図2が植民地時代の訃聞のひとつである。光復後の訃聞と同様に最初に故人と葬儀の責任者との関係が示され、その後に故人名が記される。そして、改姓名をしている者はそれ以前の名前が付記されることが多い。次に死亡原因と日時が記される。いくつかの訃聞には花輪や香典等の辞退が記される。その後、葬儀・告別式の日時と場所が示され、日付と訃聞を出した側の住所が記載される。住所のあとに故人との関係と氏名が記される。その後ろに親族一同や友人一同などの文字が並ぶ。時には町内会会長ら、故人と親しかった者の名前が記されることもある。

訃聞が与える情報について植民地時代と光復後とではいくつかの違いがある。故人に関しては、植民地時代のものには故人の生年月日が掲載されない。また、光復後の訃聞に見られた「姻」や「寅」、「郷」、「学」と「誼」との組み合わせで示された通知先の掲載はない。日時に関して農暦の情報は筆者が見聞した訃聞には掲載されていない。この他、植民地時代の訃聞では遺族の氏名の下に掲載されていた悲しみの程度を示す文字も見受けられない。

掲載される内容の他に、死亡から葬儀・告別式までの期間にも大きな違いが見られる。植民地時代の訃聞では、その間1日のものが1例、2日と思われるものが2例、10日以上のもものが2例（ひとつは11日間、もうひとつは24日間）、不明のもものが2例である。これに対して、光復以後の訃聞（1952年の10例）では3日間3例、5日間1例、6日間2例、14日間2例、16日間1例、18日間1例となっている。総じて植民地時代の訃聞では、その期間が短い¹¹⁾。

次に訃聞の遺族の欄に掲載される親族関係について見てみよう。表6がその一覧である。表6から、配偶者（妻）を除いて、女性が全く掲載されていないことがわかる。息子/息子妻、息子/娘、娘/娘婿、孫/孫妻、孫/孫女、曾孫/曾孫女、姪女/姪女婿のいずれの組み合わせでも女性は掲載されていない。ここで取り上げた事例の故人には女性親族が偶然いなかったことも考えられるが、娘婿や姪女婿が掲載されながら、娘と姪女が掲載されていないことは、女性が意図的に排除されていることを示すものである。この点は光復後の訃

聞では娘が約 75%掲載され息子に次いで多いことや、息子の妻が光復後では約 70%近くあり、第3位であったことと比べると植民地時代と光復後の顕著な違いである。また、女性子孫（娘など）とその夫とを比べてみた場合でも、

図2 台湾日々新聞 1945年5月15日付け

父芳久(黄道川) 儀後而録開先新化聯新
 母修子(黃林氏信治) 化街礪坑子三二八推地ノ七ニ於テ病氣加劇中
 ノ處藥石效無ク去ル五月七日死去致候條此段
 謹告仕候
 備前別式八倍目録行可致候
 昭和二十年五月八日
 臺南大南三丁目七五番地
 男 宗川 武弘
 弟 黄鐘、燦録、
 弟 宗川 幸弘
 弟 宗川 忠弘
 弟 曾 富水盛
 弟 長 田殿
 弟 親 族 一一
 弟 友 人 一一
 弟 同 同 殿 水 盛 弘 弘 脚

光復後の事例では女性子孫の掲載率が夫の掲載率よりも高かった。だが、植民地時代の計聞では、女性子孫の配偶者である夫のみが記されており、この点も植民地時代の計聞の重要な特徴のひとつである。

もうひとつの特徴的な点は、「外」で示される子孫の掲載が全くないことである。事例数が少ないため断言は難しいが、それでも1例たりとも「外」が掲載されていないことは、娘婿を除いて女性を媒介としてつながる子孫が計聞から排除されている可能性が高いと考えることができよう¹²⁾。

表6 植民地時代の遺族の親族名と人数

親族名	叔 父	配偶者	息 子	息子妻	娘	娘 婿
人数	1	1 (妻)	8	0	0	2
親族名	孫	孫 妻	孫 女	孫女婿	外 孫	外孫女
人数	4	0	0	0	0	0
親族名	曾 孫	外曾孫	外曾孫女	姪	姪 女	姪女婿
人数	0	0	0	0	0	1

このように植民地時代の訃聞は女性及びそれを媒介としてつながる者を排除する傾向が強かったと特徴づけることができる。この点に鑑みれば、光復以後の訃聞では、女性を媒介としてつながる人々を取り込む傾向にあることは明らかである。

5. 訃聞研究の可能性

人間関係は、関係を結び、維持し、差異化し、切ることで成り立つ。結んだ「関係」は、「面子」、「人情」などの交換を通じて維持されるが¹³⁾、訃聞に名前を掲載することもその一部と見なすことができよう。訃聞はデ・ホロートが述べるように故人の榮譽に関わるものである。と同時に、その書き手の榮譽と書き込まれる人間の榮譽に関わるものである。故人が有名であれば、その故人との関係は書き込まれる人間にとって有力者とのつながりを提示することができ、逆に遠い親族に著名な者がいれば、それは故人に近い者にとって、人間関係上の資源を示すことが可能となる。

したがって、台湾の光復以後の訃聞、特に近年のものには、単に故人のごく親しい者が葬儀の通知を出すという側面に加えて、故人と掲載される者、または掲載される者どうしの関係を確認し、維持・強化する機能を見いだすことができる。さらにそれが新聞に掲載されることは、掲載される人々の人間関係の顕示という性格がその背後にあると解される¹⁴⁾。中生が述べるように葬儀の場合は故人を媒介としてつながる親族、親戚どうしのネットワークを維持・強化し、葬儀に参列することはその関係を参拝者に誇示することであ

る(中生 1990:133)。同様の性格を葬具である訃聞にも見いだすことができる。

光復後の訃聞に掲載される親族には、故人(女性であれば夫)の同宗の者が多く掲載され、女性親族よりも男性親族が高い割合で載せられるなど、一定の規範を見ることができた。その一方で、訃聞には故人と様々な関係にある人々が掲載されていた。それ故に、数量的に多くの訃聞を通時的に分析することによって、数十年単位よりも短いサイクルで彼らの親族のあり方の動態の変化を把握することが可能となる。その変化を通じて、時代背景や対象とする社会が経験した出来事が親族観念やその実践にどのような影響を与えているか、またそれらが親族観念を根本的に変えるまでに影響力を持ち得るのかなどを考察することが可能である。具体的には国家政策や男女平等思想の普及、及びグローバリゼーションなどがその考察の対象となろう。

国家政策の違いとしてはまず、植民地政策がある。前節で示した訃聞の形式上の違い、殯葬期間の違い、掲載される親族の違いは、1936年、小林総督時代以降、台湾で進められた皇民化運動(新聞の漢文欄の廃止や日本語使用の推進、寺廟の偶像崇拜の撤廃、神社参拝の強制、台湾の慣習による儀式の禁止、改姓名の勸奨など)の習慣面に対する影響と浸透の程度を検証するうえで格好の資料になるのではないかと考える。

さらには、植民地時代の訃聞に見られた女性を排除する思考は、デ・ホロートの指摘とも沿ったものであり、日本植民地支配の影響と漢人の男性重視の思想との関係を考察するうえで興味深い事例である。例えば、「娘」や「息子の妻」の第1期の時点での掲載率は半数を超えている。1945年から六、七年の間に男女平等の思想がその程度まで浸透したと考えるには少々無理があるように思われる。それよりはむしろ、父系イデオロギーが強い台湾漢人社会ではあるが、訃聞に女性親族を掲載することは強く否定されておらず、皇民化運動のなかで一時的に形式を変えただけと考える方が説得性を持ちうる。と現時点で筆者は考える。ただし、この仮説はデ・ホロートの指摘する清代の女性排除の考えとは矛盾する。いずれにしても、植民地政策が台湾の文化にいかなる影響を与えたのかについてはかなり慎重な議論を要する¹⁵⁾。

故人を性別に区分することによって、漢人の対男女への意識差に焦点をあ

てた研究も可能となろう。それは女性や女性を媒介とする親族がどの程度訃聞に現れているかという観点から検討を行うこともできる。例えば、台湾の訃聞のデータは故人の性別によって訃聞に掲載される親族範囲に明らかな違いが存在することを示している。第3節で記したように故人が女性の場合、実の兄弟姉妹の掲載が夫のそれよりも少なく、かつ夫の兄弟姉妹が訃聞に登場する。その一方で夫方の親族である「姪」や「姪女」は登場が少ない。前者は、女性が婚入先の人間であることを示しているが、後者は妻が夫に比べると婚入先の人間として重視されていない傾向にあることを示していよう¹⁶⁾。ここには実家から見ればヨソへ婚出する人間であると同時に、婚入先から見れば婚入したとはいえ所詮ヨソから来た人間とされる女性の地位の不安定さが表れている。父系イデオロギーに基づく親族構造における女性のマージナルな位置づけが、訃聞に含まれる親族範囲の男女の数量的なズレにも読みとられる。また、故人が女性の場合、「娘」を媒介とする者が男性よりも多く見られることに示される娘との強いつながりは、父系イデオロギーとは別の価値体系がそこに作用していることを示唆していよう¹⁷⁾。

また、光復以後の訃聞では同宗の男性重視という思考が基層にありながらも、時代を追って女性や婚姻を媒介としてつながる者が取り込まれる傾向がみられる。このことは族譜が表象することとは別の漢人社会における女性の位置づけを明らかにする可能性を秘めている。漢人社会でこれまで注目されてきた文字資料・族譜は個々人を父系的なつながりに位置づけ、個々人を結びつける根拠を提示してきたものである。そこでは特定の始祖を基点とする父系出自集団の成員の関係を時系列的に示し、原則として女性は排除される。したがって族譜は、「宗族の成員権を確認するとともに、他の同姓宗親との関係に根拠を与え、さらには父系イデオロギーの強力な社会にあって自分たちのアイデンティティの根幹である父系祖先の源流を明示する（瀬川1996:34）」ものである。これらの点で、女性成員を含み、死亡時の親族関係を枠組みとする台湾の訃聞は族譜と対比的に捉えることが可能な文字資料である。それ故に訃聞に見られる親族範囲の検証は、父系イデオロギーを強く持つ族譜に見られる時系列的な親族観念を相対化し、彼らの共時的な親族概念を分析するうえで格好の材料を与えてくれる¹⁸⁾。

光復以後の台湾では女性の遺産相続が法的に認められ、筆者の調査地での経験に基づけば、息子よりも娘の方が老後の面倒をみてもらう点で親にとって好ましいことなどを耳にした。女性の地位向上や日常的な付き合い上での女性重視は中国本土でも見られる（例えば、聶 1992:215-217,289、徐 1996:275-278）が、それは訃聞にどのような影響を与えているのであろうか。今後、訃聞に掲載される女性親族と彼らの社会的地位とがどの程度関係し、女性に関わる価値観が変容しているかはさらに詳細な研究が必要である。

グローバリゼーションの点は、掲載される親族の範疇の広がりに加えて、親族に関わる情報にある。1970年を境に台湾の訃聞に掲載される範囲は大きく広がっており、女性を媒介としたつながる親族の掲載も増えている。また親戚の在住地がアメリカや日本などと記されるようにもなってきた。1970年前後から台湾は急速な経済発展を遂げるが、その発展には全台湾的な、時には海外の物的、人的、経済的、政治的資源の利用が必要であった。このような時代背景とネットワーク基盤としての訃聞に掲載される親族範囲の広がりとの影響関係を検討することは、俗に華僑ネットワークなどと言われる漢人の柔軟な人的結合について基礎的な資料を提供することができよう。

このように訃聞は漢人の親族観念やその実践について豊かな材料を提示してくれるものである。だが、今回の報告の数量では不十分であることは否めず¹⁹⁾、今後より一層のデータ収集が望まれる。

また、訃聞は時代や状況に応じて掲載様式と親族範囲を変えることができる可塑性の高い文字資料ではあるが、それがどの程度に現実の人間関係を反映しているものであるかを検証することは、訃聞の資料的価値を定めるうえで急務である。その作業にあたって、詳細に民族誌や歴史学の報告書と照らし合わせる必要がある。また人名録などに基づいて故人の社会的地位や親族関係を調べたうえで、地位等を考慮した緻密な分析をすることが望まれる。筆者の訃聞研究は緒に着いたばかりであり、併せて今後の課題としたい。

*本稿は1999年に国立民族博物館に提出した「平成10年度国立民族博物館特別利用研究員報告書」を修正・加筆し作成したものである。

註

- 1) 訃聞は訃告・訃文とも記される。閩南語では訃音と称される。
- 2) 第1巻の序によれば、デ・ホロートが調査したのは裕福で上流に属する家族であるという(1989: 1)。
- 3) 本稿で用いた台湾の訃聞の資料は、1994年9月から1996年5月まで中央研究院民族学研究所訪問學員としての滞在中及び、1997年と1998年の1月の訪問時に得たものである。前者の調査に対しては、財団法人民族学振興会より助成を賜ったことを、ここに記して感謝いたします。
- 4) データ数の関係から1952年は1月から6月まで、1953年は1月から3月までのものを扱った。1951年は通年で1件しか入手できなかった。
- 5) 台湾では中華民国が成立した1912年を民国1年としている。
- 6) 統計では息子の妻に加えた。
- 7) 故人が仏教の法号を持っていることから、宗教上のつながりがある者ではないかと台湾の知人から示唆された。
- 8) 息子が記されていない場合、訃聞の親族関係の筆頭に記されるのは、娘か息子の妻である。息子の妻が掲載される場合、孀婦のように夫(つまり故人の息子)がすでに死亡している可能性が高いと思われる。
- 9) 5年分ごとの表は枚数の制限から今回、本稿に記載できなかった。上水流 1999に詳しく記した
- 10) 繰り返しになるが、故人が女性の場合の「姪」、「姪女」とは夫を基点としてのものである。
- 11) 客家の知人によれば、客家人の殯葬期間は閩南人と違って三日以内が一般的であるという。この点を考慮すれば、植民地時代の一日間や二日間の事例が客家人である可能性は否定できない。
- 12) 娘の夫は、娘の代理であるとする考え方があることを崔吉城広島大学教授よりご教示いただいた。その点を考慮する必要があるが、本稿ではその点を十分に論じることは筆者の能力不足のためできなかった。
- 13) 近年の漢人研究の言葉で置き換えれば、「関係」の強化・維持であり、その顕示である。漢人社会を対象とした社会人類学的研究では、ここ数年特に「関係 (guan-xi)」が注目され、金耀基(1992)、王崧興(1995)、

Yang, M.M. (1994)、Yan, Yun-xiang (1996)等の研究がある。例えば、王は漢人社会の人間関係を家族などの安定的な関係である「感情的間柄」、店員とお客の関係のように一時的な関係である「器械的間柄」、その中間である「混合的間柄」に分け、「人情」や「面子」を通じて「関係」を強化できるというモデルを出している (1995 : 229-230)。

- 14) 親族観念と実態の分析では、訃聞での親族の掲載順も重要な資料である。
- 15) 植民地時代の影響を考察するのであれば、当時の日本の訃聞や日本が植民地支配していた韓国などの訃聞にも目を向ける必要がある。現在、その作業を進めつつある。
- 16) 故人が女性の場合、「喪家」において誰がイニシアティブを取るかが問題になるとする意見も聞いた。もし、女性の夫がいれば、夫側つまり wife-taker 側の葬儀となり、夫の同宗の者への比重が重くなるという。それに対して女性の夫がおらず、息子がイニシアティブをとる場合には、息子と同世代の横の連帯が強くなり姉妹らが入ってくる可能性があるという。この考えを踏まえて、夫がいる場合といない場合において分析を行った結果が次の数字である。実の兄弟姉妹 (まず、夫と子どもとに分けてそれぞれの項目に出てきた件数を足し算したものを全体数で割り、百分率を出した) では 8.0% (子ども中心) : 17.9% (夫中心)、夫の兄弟姉妹の場合、4.5% : 16.1%、「姪」や「姪女」については 15.9% : 28.5%、娘婿では 46.6% : 62.5%となった。夫の兄弟姉妹と「姪」等の親族については、夫が中心の場合に夫方の親族が重視されるという先の意見に従う結果が出たが、他の2項目ではそれに反する、もしくは無関係の結果がでた。今後、あらためて考察すべき点である。
- 17) 一説には母と娘の感情的つながりを指摘する話もあるが、別の価値体系とは何であるかは現在のところ筆者自身明確にすることはできない。
- 18) 近年の人類学的研究が明らかにするように、族譜自体もそこに掲載される内容は時代状況に応じて変化する。現在、父系イデオロギーが非常に強い韓国であっても、それが投影された族譜が作成されるのはここ二、三百年のことである (嶋 1994)。我々が父系イデオロギーと深く結びついた資料と考える族譜でさえ、それは与件ではない。事実、台湾では一族で保

存する族譜ではないが、同姓の者を集めた族譜が出版され、そこでは娘の名前も記され、歴史的につながる縦ではなく、空間的な広がり期待される横のつながりが強調される。瀬川が述べるように、「族譜はそれを編む後世の子孫たちの、その時々自己意識を媒介として編纂し直される。だからそれは、はるか以前の祖先について語っているように見えながら、実はそれ以上に編纂者自身をとりまく同時代の状況を語っている（瀬川 1993: 178）」のである。族譜は書く者の書かれた時点での思惑が反映されたものであり、特定時間の客観的な事実を書き留めるものではない。この点では訃聞も同様であろう。これらの点に鑑みた場合、訃聞などの文字資料を時間的変化を捨象した形で「族譜=父系イデオロギーの産物」との対比で扱うだけでは、それぞれ状況に応じて文字資料が示す親族観念の動態性を見落とす可能性がある。本報告で行った訃聞の通時的比較はこの点を強く示している。

- 19) 漢人の親族関係に関わる文字資料の点で「経単簿」を見落とすことはできない。経単簿とは「道場」と呼ばれる通夜と葬式を含めた宗教的儀礼が行われる間に、そこで読み上げるお経のリスト及び上下三世代の親戚の氏名を記録するものであり、特定の故人ごとに、父方親族のほか、母方、妻方姻戚の参列者名が記録され、家族の葬儀記録としてまとめられるもので（謝 1998:121）、通時的な親族関係を示す族譜とは異なって葬礼の時点の共時的な親族関係の記録である（謝 1998:133）。

経単簿に記される親族範疇の大きな特徴は、故人の上の世代も掲載されていることである。これは功德を受け取ってもらうために物故した者呼び寄せるためであり、親族関係は故人ではなく喪主に基づいたものによる。そこで呼び出される親族には、喪主の父方親族に加えて、母の父や母の兄弟姉妹、妻の父、姉妹の夫の父や母など、女性を媒介としてつながる親族が含まれる（謝 1998:128）。それは故人の下の世代が記される場合にも該当し、同宗の子孫（例えば、「孫」や「孫女」、「姪」「姪女」）や夫の兄弟、その配偶者に加えて、夫の外孫や外甥、故人の母の兄弟、姉妹やその夫、母方のイトコなども記されている（謝 1998:126）。したがって、「経単簿」に現れた親族関係は父系中心的であるとしながらも、姻戚関係も母方親族

や兄弟姉妹の世帯ごとにも盛り込まれることから、多方向的・多層の特徴を有する(謝 1998:137)」。そして経単簿の性格は、「現実生活の一場面の切り抜き、すなわち家族の一成員の死の時点における実際の親族関係についての〈家〉のレベルの私的な記録で(謝 1998:135)」、故人死亡時の付き合いを示すものであるという。

訃聞と経単簿の異同を整理してみよう。まず、その性格であるが、故人の死亡時の共時的な関係が誰を記すかに大きく影響することは共通する点である。ただし、訃聞に限って言えばそれが「実際の親族関係」を忠実に反映しているかまでは断言できない。族譜に限らず、意識的であれ無意識的であれ、文字資料には書き手の取捨選択が組み込まれる可能性は高く、文字資料を事実の記録とすることは難しい。一方、重要な違いは、経単簿は一冊しか作成されず、原則として故人の長男が私蔵するもの(謝 1998:133)であるのに対して、訃聞は多数の人々に見せるものである点である。したがって、訃聞はそこに示される関係を顕示する性格が強いものと言える。

記される親族範囲に関して述べれば、訃聞ではその性格上、故人の上位世代が記されることは故人が夭折したものを除けばなく、その点は故人の上位世代を記す経単簿とは大きく異なる点である。また、訃聞では故人が男性の場合、その母方親族は掲載されず、女性の場合父方親族も母方親族も掲載されない。故人の姉妹及び娘、それを媒介としてつながる同世代か下世代の「外」の親族関係が訃聞では中心である。ただし、女性からつながる者を記載することは、男性宗族成員しか記さない族譜とは全く異なったかたちでの親族関係の提示である点で訃聞、経単簿に共通する性格である。

引用文献

De Groot, J.J.M.

1989[1892-1910] *The Religious System of China vol. 1*,
Taipei: Southern Materials Center, INC.

徐安琪

- 1996 「都市家族における社会的ネットワークの現状と変遷」 青井和夫編
『中国の産業化と地域生活』 東京大学出版会

上水流久彦

- 1999 「訃聞の資料的価値に関する一試論—訃聞に見られる親族範囲の変遷を手がかりとして—」 平成 10 年度国立民族博物館特別利用
研究員報告書

金耀基

- 1992 『中国社会と文化』 牛津大学出版社 牛津

中生勝美

- 1990 『中国村落の権力構造と社会変化』 アジア政経学会

聶莉莉

- 1992 『劉堡 中国東北地方の宗族とその変容』 東京大学出版会

王崧興

- 1995 「『関係』、『人情』、『面子』—中国社会における人間関係の構築」
清水昭俊編『洗練と粗野 社会を律する価値』東京大学出版会

瀬川昌久

- 1993 『客家 華南漢族のエスニシティとその境界』 風響社

- 1996 『族譜 華南漢族の宗族・風水・移住』 風響社

謝荔

- 1998 「系譜における母方、妻方親族—中国四川省南部農村の『経単簿』
に関する一考察」 『アジア・アフリカ言語文化研究』 55

嶋陸奥彦

- 1994 「親族制度からみた朝鮮社会の変動—族譜の検討を中心に」 溝口
雄三他編『アジアから考える 6 長期社会変動』 東京大学出版会

鈴木清一郎

- 1995[1934] 『台湾旧慣冠婚葬祭と年中行事』 南天書局 台北

徐福全

- 1989 『台湾民間伝統孝服制度研究』 文史哲出版社 台北

Yan, Yun-xiang

1996 *The Flow of Gifts Reciprocity and Social Networks in a Chinese Village*, Stanford:Stanford University Press.

Yang, M.M.

1994 *Gifts, Favors, and Banquets The art of Social Relationships in China*. Ithaca & London: Cornell University Press.

(zvc04624@nifty.ne.jp)